

### 和解のプロセスと戦略的目的：和平交渉， 平和構築，修復的正義の文脈より

FUTAMURA, Madoka / 二村, まどか

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

70

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

2023-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030534>

# 和解のプロセスと戦略的目的

——和平交渉，平和構築，修復的正義の文脈より

二 村 まどか

## はじめに

1990年代以降，和解は紛争解決ならびに平和構築にとって重要事項とみなされ，世界各地でその実現が様々な形で試みられている。しかし，そもそも和解とは何かについての議論は絶えず，その定義も確立しているといえない。和解のあり方は個々の文脈によるため，一般化することに否定的な意見も少なくない中，和解の多義性を念頭に，これまで様々な視点から和解の類型化も試みられている。しかし，和解をどのように実現するのかという実践的な問いを考えるには，そもそも「何のために和解が追求されるのか」を考える必要がある。追求する意義が自明とされる昨今の潮流の中で，この和解の「戦略的目的」が真正面から問われることはあまりない。しかし，和解の名のもとに個々の文脈やアクターが想定している目的は異なるのではないか。そして目的が異なれば，和解に対する理解やアプローチもおおのずと異なることになるのではないか。和解の重要性に対する異論は少ない中，その促進は非常に難しく，またアプローチの違いをめぐる対立が根強い理由の一つとして，和解が抱える多様な戦略的目的があるのではないか。

以上のような問題意識のもと本稿は，武力紛争や大規模暴力の後に追求される和解の「戦略的目的」に着目し，和解の構造を考察するものである。具体的には，和解を一連のプロセスと捉えたうえで，個々の文脈において，和解がそれぞれ何のために追求されているのかが異なることを指摘し，その異なる戦略的目的ごとに採られるアプローチの違いを考察するものである。以下ではまず，和解の定義と類型をめぐる議論を概観し，和解の戦略的目的に着目する意義を考える。次に，和解の促進が重視される三つの文脈——和平交渉，平和構築活動，修復的正義の実現——を取り上げ，それぞれ和解のプロセスを提唱・牽引するアクターは誰か，そしてそのアクターによって和解の戦略的目的がそれぞれどのようにとらえられ，どのようなアプローチが取られているかを考察する。

三つの文脈とそれぞれに異なる戦略的目的の考察を通して本稿は，和解に対するアプローチが戦略的目的に応じて異なること，また異なるアプローチが時に相反することを示す。このことを踏まえて本稿は，和解の多義性と複雑性を捉え直し，多様な文脈・アクターを伴う和解のプロセスとそのライフサイクルの特徴について分析を試みる。

## 1. 和解の定義と戦略的目的

### 1) 和解の意味と類型をめぐる議論

和解は文脈に応じて世俗的、宗教的、倫理的、実践的と、様々な意味合いを持つ概念である<sup>1</sup>。それゆえに、和解の普遍的定義を設定することに否定的な意見もあるが<sup>2</sup>、少なくとも和解が「損なわれた関係の修復・回復」であるという理解は共有されている。それでは、誰と誰との関係を、どの程度修復すれば和解となるのであろうか。ここでしばしば引用されるのが、デイビッド・クロッカー (David Crocker) による和解の類型である。クロッカーは、和解がその程度に応じて三つの意味合いを持つとする<sup>3</sup>。一つ目は「薄い (thin)」和解であり、かつての敵同士がお互い殺し合うことなく共存するという最低限度のもので、「死に至らない共存 (nonlethal co-existence)」とも表される。その対極にあるのが二つ目の「濃い (thick)」和解であり、赦し、寛容、共有される包括的ビジョン、相互の癒しあるいは調和を伴うものである。そして、これらの中間にある三つ目の和解は、かつての敵同士が非暴力的に共存するだけでなくお互いを仲間として尊重し合い、共通の関心を持ち、原則に沿った妥協ができる状況であり、「民主的相互関係 (democratic reciprocity)」と称されるものである。

クロッカーの類型は、和解概念が固定的でなく、ふり幅があることを示す点で重要である<sup>4</sup>。ただし、この類型からは、それぞれの和解はどのような状況において追求されるべきかという問いが生じよう。しかしこの問いも、そもそも和解は追求されるべき目的か否かという別の問いを生じさせる。実際、和解が目的なのかプロセスなのかは古典的な議論であり、和解の重要性が国際社会で語られ始めた1990年代から2000年代初めにかけては、目的と表されることが少なくなかった<sup>5</sup>。しかし今日、実践・研究両面において、和解は「プロセス」であるとの認識が多数を占めている<sup>6</sup>。この背景には、各地での試みを通して、和解の達成が決して簡単ではないという理解が共有される

---

<sup>1</sup> Alexander L. Boraine, 'Transitional Justice: A Holistic Interrelation', *Journal of International Affairs*, Vol. 60, No. 1 (2006), p. 22; Pierre Hazan, 'Reconciliation', in Vincent Chetail, *Post-Conflict Building: a Lexicon* (Oxford University Press, 2009).

<sup>2</sup> Elin Skaar, 'Reconciliation in a Transitional Justice Perspective', *Transitional Justice Review*, Vol. 1, Issue 1 (2013), p. 64.

<sup>3</sup> David Crocker, 'Reckoning with Past Wrongs: A Normative Framework', *Ethics and International Affairs*, Vol. 13, No. 1 (1999), p.60; David Crocker, 'Retribution and Reconciliation', *Philosophy and Public Policy*, Vol. 20, No 1 (2000), p.6.

<sup>4</sup> Elin Skaarも、和解は「『濃い』から『薄い』に及ぶ連続体 (continuum)」と称している。Skaar, 'Reconciliation', p. 99.

<sup>5</sup> 2004年の国連事務総長の報告書は、和解を移行期正義のゴールの一つとして位置付けている: Report of the Secretary-General, *The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies*, U.N.Doc. S/2004/616, para. 8. 後に国連は、和解を移行期正義のアプローチの一つと位置づけなおしている: U.N.Doc. A/RES/70/262 (2016); U.N.Doc. S/RES/2282 (2016), para. 12.

ようになったことがあろう<sup>7</sup>。

## 2) 和解の戦略的目的

それではプロセスとしての和解はどこに向かうものなのか。タマル・ヘルマン (Tamar Hermann) は和解がプロセスであるとしても、その「成果」は明示されるべき、とする<sup>8</sup>。スーザン・ドワイヤー (Suzan Dwyer) も、和解はそれ自身のために追求されるものではないとしたうえで、和解を試みる際の原則は、我々が独自に依って立つ規範的目標によって決まる、と述べる<sup>9</sup>。両者が指摘しているのは、和解に何を期待するのか、どのような規範的目標に即して和解を追求するのかという実践的な問いであり、何のために「損なわれた関係の修復・回復」を促進するのかという和解の「戦略的目的」に関するものである。戦略的目的が明確でない限り、どの程度の和解をどのように追求すべきかを考えることも、そしてそのプロセスを評価することもできない。戦略的目的は、和解のプロセスにおけるゴールポストとなるからである。

和解の戦略的目的とは具体的に何であろうか。和解の追求、促進の意義が自明とされる中、その戦略的目的が明言されたり、その是非が問われることは少ない。しかし、和解の実践や既存の研究を通して、少なくとも三つの異なる文脈においてそれぞれ異なる戦略的目的が存在することがわかる。一つ目の文脈は、かつての敵同士の間で模索される和平交渉である。ここでの和解は敵対勢力間の「関係の正常化」を意味し、両者の「非暴力的共存」のために追求される。二つ目は、1990年代以降国連を中心とする国際社会によって進められている平和構築活動であり、和解はこれらの活動と密接に関係して、紛争を経験した社会における「持続的な平和」を構築するために促進される。三つ目の文脈は、被害者と加害者の関係の修復と転換を試みるものであり、和解はいわゆる「修復的正義」の実現のために、あるいは修復的正義と同一視され促進される。

これらは、現在和解が国際社会で実践、議論されている主要な文脈であり、単純化するならそれぞれ「消極的平和」、「積極的平和」、「(修復的) 正義」の達成を戦略的目的に掲げて和解を促進しているといえよう。その一方、和平交渉が国家間の和解、平和構築が国内社会における和解、そして修復的正義が個人間の和解を射程におく傾向があることから、戦略的目的ではなく異なるレベル

---

<sup>6</sup> 例えば Geneviève Parent, 'Peacebuilding, Healing, Reconciliation: An Analysis of Unseen Connections for Peace', *International Peacekeeping*, Vol.18, No.4 (2011), p. 384. 和解をプロセスかつ成果、あるいは独立変数かつ従属変数として扱う者も少なくない。例えば, Daniel Bar-Tal and Gemma H. Bennink, 'The Nature of Reconciliation as an Outcome and as a Process', in Yaacov Bar-Siman-Tov (ed.), *From Conflict Resolution to Reconciliation* (Oxford University Press, 2004), pp. 11-38.

<sup>7</sup> Adrian Little and Sarah Maddison, 'Reconciliation, Transformation, Struggle: An Introduction', *International Political Science Review*, Vol. 38, Issue 2 (2017); Skaar, 'Reconciliation', p. 99.

<sup>8</sup> Tamar Hermann, 'Reconciliation: Reflections on the Theoretical and Practical Utility of the Term', in Bar-Siman-Tov (ed.), *From Conflict Resolution*, p. 46.

<sup>9</sup> Suzan Dwyer, 'Reconciliation for Realists', *Ethics & International Affairs*, Volume 13, Issue 1 (1999) p. 20.

に着目した方がよいのではないかという疑問も生じよう。例えば、ジュヌヴィエーヴ・パラン (Geneviève Parent) はローカル (個人), 国内 (コミュニティー), 国際と, 実践されるレベルごとに和解を三つに分類している<sup>10</sup>。また移行期正義国際センター (ICTJ) はさらに細分化し, 「個人和解」, 「個人間和解」, 「社会政治的和解 (集団間)」, 「制度的和解 (国家と市民間)」の四つのタイプを提示している<sup>11</sup>。これらレベル別の分類は, 「誰と誰との間の和解か」を明確にし, レベルごとの和解の特徴や違いを考える上で有用である。しかし, 同じレベル内であってもアクターによって何のためにどのように和解を追求すべきかについての理念は異なりうる<sup>12</sup>。異なるレベル間, あるいは同レベルのアクター内でアプローチがどのように対立しうるか (あるいは共有されうるか), そしてそれが和解のプロセスにとってどのような意味を持ちうるかを考えるために, 本稿はアクターではなく, 戦略的目的そのものに着目するものである<sup>13</sup>。

## 2. 和解の文脈と戦略的目的

前節の問題意識を踏まえて本節では, 現在和解が実践・議論されている三つの主要な文脈を取り上げ, それぞれの戦略的目的と付随するアプローチを考察する。

### 1) 和平交渉

和解概念の歴史は古く, その源泉をユダヤ教, キリスト教, イスラム教に見出すこともできる<sup>14</sup>。

---

<sup>10</sup> Geneviève Parent, 'Reconciliation and Justice after Genocide: A Theoretical Exploration', *Genocide Studies and Prevention* 5, 3 (2010), pp. 279-280.

<sup>11</sup> Paul Seils, 'The Place of Reconciliation in Transitional Justice: Conceptions and Misconceptions', *ICTJ Briefing* (June 2017), pp. 5-6. ここで提示される「個人和解」は, 和解研究においては必ずしも十分に取上げられていないが, 過去の陰惨な人権侵害や戦争犯罪を経験した個人が, 自身の過去の経験と向き合い清算するプロセスは, 集団の記憶や歴史問題を考える上で非常に重要である。

<sup>12</sup> 例えば, ひとくくりにされがちな「市民社会」の正義に対するアプローチについて Aaron Boesenecker と Leslie Vinjamuri の研究は, 組織の本質 (世俗的か宗教的か), よって立つ価値観 (独自あるいは普遍的), 国際社会との関りによって, 個々の市民団体や NGO が正義と和解に対して異なるアプローチをとることを示している: Aaron P Boesenecker and Leslie Vinjamuri, 'Charting the Path of Justice in Peacebuilding' in Jennifer J. Llewellyn and Daniel Philpott (eds.), *Restorative Justice, Reconciliation, and Peacebuilding* (Oxford University Press, 2014), pp. 37-76.

<sup>13</sup> Valérie Rousoux は, 和解に対する主要なアプローチをそれぞれ組織的 (structural), 社会心理的 (social-psychological), 精神的 (spiritual) と分類する。これは本稿の3つの分類と問題意識を共有するものの, アプローチの違い自体に注目するものであることから, 戦略的目的そのものの違いに焦点を当てる本稿とは若干の違いがある。Valérie Rosoux, 'Reconciliation narrative: scope and limits of the *Pax Europæana*', *Journal of Contemporary European Studies*, Vol. 25 (2017), p. 327.

<sup>14</sup> Daniel Philpott, *Just and Unjust Peace: An Ethic of Political Reconciliation* (Oxford University Press, 2012).

しかし、実践面において和解は、かつての敵同士の関係の修復、具体的には暴力的対立を終え、秩序と安定を回復するためのプロセスと理解され、試みられてきた。その典型であり、現在に至るまで様々な事例において「お手本」として引き合いに出されるのが、独仏和解である。両国は何世紀にもわたって戦争を繰り返してきたが、1963年1月22日にエリゼ条約（独仏協力条約）を調印することで、長年の対立に終止符を打ち、和解を達成させたとされる。エリゼ条約は、首脳、大臣による定期協議の実施を規定すると同時に、外交、経済、防衛のみならず、文化や教育面における青少年の交流について定めるなど、その後の独仏和解のプロセスを制度化するのに大きな役割を果たした。

独仏和解が和解のモデルとなり得るかという視点から、ヴァレリー・ロソー（Valérie Rosoux）は、両国の経験を通して和解の三つの要素を挙げる。一つ目は共通の利益の存在である。ロソーは独仏和解が決して利他主義によるものではなく、両国の国益と直結したものであったことを強調する<sup>15</sup>。両国はともに、第二次世界大戦後の復興という政治的、経済的必要性に加え、ソ連という冷戦下の共通の敵の存在、また米ソが独仏の頭越しにヨーロッパ問題を解決しようとする事への反発から、両国の歩み寄りがそれぞれの国益につながるとみなしたのである<sup>16</sup>。

二つ目は和解を牽引する指導者のリーダーシップである。条約を調印したフランスの大統領シャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）と西ドイツの首相コンラート・アデナウアー（Konrad Adenauer）は、相手方の利益を正確に理解し、信頼関係を築くことに成功した<sup>17</sup>。また両者ともに、条約に至るまでに和解の必要性を自国民に訴え続けたが、ロソーは、彼らが戦中ナチズムに対抗した経歴が、両者のリーダーシップに歴史的正当性を与え、両国民の和解意識の促進に貢献した、とも指摘する<sup>18</sup>。

そして三つ目として、和解を追求する当事者間の相互尊重である。これは敵対勢力同士が対等であることを保証するものであり、和解のプロセスにおいて重要な条件である<sup>19</sup>。ただここで興味深いのは、両者の間に憎しみが存在することは和解の追求にとって問題にならないという主張である。ロソーは、当時の独仏の指導者の間には憎しみと尊敬の矛盾した思いがあったことを指摘する。和解における謝罪の意義についての研究を行ったジェニファー・リンド（Jennifer Lind）も、1960年代の時点で独仏が謝罪、教科書問題への取り組み、被害者への補償なしに両国間の関係を変換させたことを指摘している。その上で、東アジアの歴史問題を含めた第二次世界大戦後の国際和解を概観し、過去の暴力の否定や美化は和解の妨げとなるものの、謝罪や遺憾の念の表明はかえって反発を生むとし、和解における償いと悔恨の必要性を疑問視する。代わりにリンドが提唱するのは、過

---

<sup>15</sup> Rosoux, 'Reconciliation narrative', p. 334.

<sup>16</sup> *Ibid.*

<sup>17</sup> Valérie Rosoux, 'Is reconciliation negotiable?', *International Negotiation*, Vol. 18 (2013), p. 488.

<sup>18</sup> *Ibid.*, p. 480.

<sup>19</sup> Rosoux, 'Reconciliation narrative', pp. 334-335.

去を「共通の大惨事」として扱うことである<sup>20</sup>。同様の主張は、日中韓の間で歴史問題が再燃し始めた2000年代初めにおいて、国内外の東アジア政治の専門家の論調にもみられた。彼らに共通したのは、和解において必要なのは、政治的現実主義と協調に向けた物理的ニーズであり、倫理的、道徳的態度は不十分であるだけでなく逆効果であるというものであった<sup>21</sup>。船橋洋一は2003年の論稿において、歴史和解が「しばしば急速に感情的でイデオロギー的に偏ったものになる」ことを懸念し、歴史問題を外交的文脈に引き戻し、見識ある国益の観点から冷静に見直すことが必要だと述べている<sup>22</sup>。しかし、後の慰安婦問題が示すように、国民感情を度外視し外交レベルで促進される、あるいは謝罪、補償、遺憾の念を避ける和解は、被害者や市民団体から大きな反発を受けることになる。リンドも、自身が提唱するアプローチは国際和解を追求する上で賢明なものだと主張する一方、それが過去の犯罪の極悪性を軽視し、人々の目を加害者から逸らせるものであるため、和解の目指すゴールが正義の達成である場合に障害となりうることを認めている<sup>23</sup>。

上記のように、伝統的に和解は、敵対勢力間の和平交渉において、指導者レベルによって限定された国益（消極的平和）の追求を念頭に、プラグマティックに促進されることが多かった。その意味ではロスーが指摘するように、この文脈の和解プロセスは「交渉」のプロセスでもある<sup>24</sup>。そして交渉の手段、あるいは妥協の結果として実施されてきたのが、先の敵対関係において行われた様々な暴力・不正を不問にする「恩赦・免責」である。和解と恩赦の歴史は長く、古くはアリストテレスも考察している、アテネの内戦後の紀元前403年に結ばれた和解協定とそこでの大恩赦の実施がある。ここでの恩赦は、実質的には記憶と司法両面における忘却を意味したが、報復戦を防止し、都市を再び結束させるために必要とされたのである<sup>25</sup>。

このような和解と恩赦の関係は、1980年代のラテン・アメリカにおける民主化プロセスを通して問題視されるようになる。アルゼンチンは1983年に大統領に就任したラウル・アルフォンシン（Raúl Alfonsín）のもと、旧軍事政権下の大規模な人権侵害と強制失踪の責任者の刑事処罰に取り組んだ。しかし、軍部の強い反発による治安の悪化が懸念される中、刑事裁判は中止され、その後の政権において制定された免責法により責任者の多くが免責されることになった。チリでは、1990年に設置された「真実和解委員会」の名称が象徴するように、真実を明らかにすることで国民和解が促された。しかしこれは、刑事裁判の代替策であるのみならず、責任者を免責し、真実を知った

---

<sup>20</sup> Jennifer Lind, 'Memory, Apology, and International Reconciliation', *The Asia-Pacific Journal/ Japan Focus*, Vol. 6, Issue 11 (2008), p. 5.

<sup>21</sup> 例えば、Victor D. Cha, 'Hypotheses on history and hate in Asia: Japan and the Korean peninsula' in Yoichi Funabashi (ed.), *Reconciliation in the Asia-Pacific* (United States Institute of Peace Press, 2003); Daqing Yang, 'Reconciliation between Japan and China: Problems and Prospects' in Funabashi (ed.), *Reconciliation*.

<sup>22</sup> Yoichi Funabashi, 'Conclusion' in Funabashi (ed.), *Reconciliation*.

<sup>23</sup> Lind, 'Memory', p.5. 筆者強調。

<sup>24</sup> Rosoux, 'Is reconciliation negotiable', p. 472.

<sup>25</sup> Hazan, 'Reconciliation'.

被害者に過去を忘却することを強いるものと理解され、被害者と国内外の人権団体からの強い反発を生むことになる<sup>26</sup>。これらの事例を通して、一部の市民社会や人権専門家らによって、和解は政治的妥協と取引の産物であり、免責、恩赦、社会的忘却を意味する、と批判的に理解されるようになる<sup>27</sup>。このような理解の背景には、1980年代以降の人権規範の発展と深化があるが、後の和解と恩赦をめぐる実践と議論を考える上で重要である。

## 2) 平和構築と移行期正義

1990年代に入り和解は、紛争解決の重要な要素として広く国際社会において認識されるようになる。それを象徴するように、2006年11月、国連総会は和解プロセスの促進を「確固たる恒久的平和の確立に必要な条件である」とし、2009年を「国際和解年 (International Year of Reconciliation)」とすることを決定した<sup>28</sup>。この背景には、大量虐殺や戦争犯罪を伴う内戦や多大な人権侵害に対して国際的な関心が高まっていたこと、そして紛争や旧体制からの移行を目指す社会における平和構築に国際社会が深く関わるようになったことがある。紛争と暴力によって引き裂かれた社会に恒久的な平和を樹立すべく、国連を中心に武装解除、動員解除、治安・司法部門改革、人権促進、開発支援など多岐に渡る活動が行なわれてきている。ダニエル・フィルポット (Daniel Philpott) は、平和構築活動の文脈で、人権、民主主義、法の支配を基礎とした「政治的和解の新しい倫理 (a new ethic of political reconciliation)」が登場したと指摘している<sup>29</sup>。この文脈における和解の意義と戦略的目的は、1990年代以降の国連の活動を通してみることができる。

国際レベルで和解の重要性が指摘されるようになったきっかけの一つが、異民族間の陰惨な暴力と殺戮を伴ったユーゴスラビア紛争とルワンダのジェノサイドである。両ケースに対して国連安全保障理事会は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪の責任者を処罰すべく、国連憲章第7章下の強制措置として、1993年に旧ユーゴスラビア国際刑事法廷 (ICTY) を、1994年にルワンダ国際刑事法廷 (ICTR) を設立した。両法廷の設立と活動の背景には、刑事裁判を通して大規模暴力の被害者に対する正義を実現することで、国民和解を促進し持続的な平和を達成できる、という考えがあった<sup>30</sup>。ICTY の初年度の年次報告書は、法廷が「報復の手段ではなく、和解を促進し、真の平和を回復するための道具である」ことを主張している<sup>31</sup>。また ICTR の設置にあたって安保理決議955も、深刻な国際人道法の違反を行った者を訴追することが国民和解のプロセスに貢献する

<sup>26</sup> クロス京子『移行期正義と和解—規範の多系的伝播・受容過程』(有信堂高文社, 2016), 74頁。

<sup>27</sup> 同上。Bronwyn Leebaw, 'The irreconcilable goals of transitional justice', *Human Rights Quarterly*, Vol. 30, No. 1 (2008), p. 102.

<sup>28</sup> U.N.Doc.A/61/PV.56 (20 November 2006), 26.

<sup>29</sup> Daniel Philpott quoted in Louise Mallinder, 'Amnesties in the Pursuit of Reconciliation, Peacebuilding, and Restorative Justice' in Llewellyn and Philpott, *Restorative Justice*, p. 141.

<sup>30</sup> Payam Akhavan, 'Justice in the Hague, Peace in the Former Yugoslavia? A Commentary on the United Nations War Crimes Tribunal', *Human Rights Quarterly*, Vol. 20, No. 4 (1998), pp. 737-816.

と述べている<sup>32</sup>。

ICTY と ICTR が実際に和解の促進に役立ったか（あるいは和解の達成を目指して実際に活動したか）については賛否両論あるが、両法廷の働きを通して、紛争解決と平和構築における正義や和解の重要性、そして被害者の存在や紛争の社会的要因に目が向けられるようになったことは重要である。いわゆる「移行期正義」への関心の高まりである<sup>33</sup>。2004年の国連事務総長報告書は、平和構築において移行期正義の実現が重要であることを明示すると同時に、刑事裁判をはじめとする移行期正義のメカニズムが達成すべき重要な目的の一つとして、和解を挙げている<sup>34</sup>。また平和構築概念の見直しを行った2016年の国連総会と安保理の決議は、平和構築における紛争防止（prevention）の側面を強調する中で、和解を移行期正義の（目的ではなく）重要なアプローチの一つと位置付けている<sup>35</sup>。加えて、2019年11月19日安保理において開かれた和解に関する公開討論では、国連が引き続き和解の枠組みを平和創造と平和構築の活動にとり入れていくことが確認されている<sup>36</sup>。平和構築の様々な活動とともに和解は、持続的平和の構築という戦略的目的を担うことになったのである。

これら一連の文書や討論においては、平和構築文脈における和解の定義については言及されていないが、2019年の公開討論からそのアプローチの特徴が見て取れる。まずは、和解が紛争下で失われた国家と人々との信頼回復を促進する、という理解である。特にここで重要となるのが、国家の統治機構に対する人々の信頼の（再）構築である<sup>37</sup>。

二つ目は、正義なくして和解は達成できない、という姿勢である。事務総長は、「和解は説明責任の代替、あるいは国際法下における深刻な犯罪に対する恩赦へ道を開くものにはなりえない」と

---

<sup>31</sup> Report of the international tribunal for the prosecution of persons responsible for serious violations of international humanitarian law committed in the territory of the former Yugoslavia Since 1991, U.N.Doc. S/1994/1007, 29 Aug 1994, para. 16.

<sup>32</sup> U.N.Doc. S/RES/955 (1994), 8 November 1994.

<sup>33</sup> 二村まどか「移行期正義研究史の一考察——平和と正義の関係を軸に」『国際法外交雑誌』114巻4号（2016）49-73頁を参照。

<sup>34</sup> Report of the Secretary-General, The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies, U.N.Doc. S/2004/616.

<sup>35</sup> U.N.Doc. A/RES/70/262 (2016); U.N.Doc. S/RES/2282 (2016), para. 12.

<sup>36</sup> Meeting Coverage, Security Council 8668th Meeting (AM & PM), 19 November 2019, U.N.Doc. SC/14024. 2020-2024年の国連平和構築基金の4か年計画では、4つのフォーカスエリアの一つである「ダイアログと平和的共存の中」に、紛争予防・管理、民主的ガバナンスとならんで国民和解が含まれている。Secretary General's Peacebuilding Fund 2020-2024 Strategy, March 2020: [https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/pbf\\_strategy\\_2020-2024\\_final.pdf](https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/pbf_strategy_2020-2024_final.pdf) (accessed on 5 June 2021).

<sup>37</sup> 例えばコリーン・マーフィーは、政治的和解のプロセスでは、法の支配と政治的信頼を促進することが重要だと論じる。Colleen Murphy, 'A Reply to Critics', *Criminal Law and Philosophy*, Vol. 10 (2016), p. 168.

強調する<sup>38</sup>。これは、伝統的に和解が恩赦や免責を伴って促進されてきたことを意識したものである。ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪に対してはアムネスティの付与を認めないという国連の姿勢は、2010年の指針においても明示されている<sup>39</sup>。また、平和構築活動が人権や法の支配の促進を目指すことから、この文脈での和解においては刑事裁判の役割が重視される傾向もみてとれる。人権侵害や戦争犯罪に責任を持つ者の刑事処罰は、法制度に対する人々の信頼を回復し、社会秩序の在り方を示す教育的効果を持ちうるということが指摘されているが、このことは、制度改革を主要な柱の一つとする平和構築活動にとって重要である。和解において刑事裁判の役割を重視する点は、後でみるように、他の二つの文脈における和解のアプローチとの違いが先鋭化する点でもある。

三つ目は、和解プロセスにおける幅広い層の参加とローカル・オーナーシップの重要性である。公開討論において事務総長ならびに各国の代表者らは、和解プロセスは紛争の影響を受けるコミュニティと社会に根差すべきとしたうえで、そのプロセスが女性や若者など社会のあらゆる層を含むものであるべき、と繰り返し強調している。これは、和解が政治的指導者に先導され、恩赦を容認したり特定のグループを排除するプロセスとなる傾向を懸念したものである。また、和解のメカニズムは社会における平等と人権を促進すべきであり、正義を伴う和解プロセスが社会の変換を起こすもの（transformative）であるべきとの理解も示されている。

ここからわかるように、平和構築の文脈で進められる和解が目指すのは、紛争を経験した社会において公正な秩序と持続的な平和（「積極的平和」）を構築することであり、被害者と社会的マイノリティーを含むあらゆる層の参画が促進されることである。これは、暴力を排した共存関係の樹立（消極的平和）を目指すべく、一部の政治的指導者によって進められる和平交渉下の和解とは異なるものである。

しかし、国際社会によってこのような和解が実践される中で、様々な問題も指摘されるようになる。一つ目は、和解が国家の統治機構の（再）構築というマクロの視点から公的に進められる場合、一般の人々の正義と和解が置き去りにされる、いうものである。その一例が、内戦終結後の1999年に設置されたシエラレオネ真実和解委員会である。国家レベルの公的メカニズムである同委員会は、紛争の根本原因を明らかにし、制度構築と改革の重要性を提言したと、その役割が評価されている一方で、資金的、時間的制約により、被害者や地方のコミュニティを十分に取り込めなかったことが指摘されている<sup>40</sup>。また、国際的、国家的和解のプロジェクトは個人レベルの癒しにつながらない、むしろ個人のニーズが抑圧され、二次的被害（second victimization）を強いるとの主張

---

<sup>38</sup> U.N.Doc. SC/14024

<sup>39</sup> Guidance Note of the Secretary-General, United Nations Approach to Transitional Justice (2010).

<sup>40</sup> クロス京子『『家族の会話』(Fambul Tok) プロジェクト—シエラレオネにおける新しい移行期正義』遠藤貢(編)『武力紛争を越える: せめぎ合う制度と戦略のなかで』(京都大学学術出版会, 2016), 255頁; Ibrahim Bangura, *Leaving Behind the Worst of the Past: Transitional Justice and Prevention in Sierra Leone*, International Center for Transitional Justice, June 2021. Available at: [https://www.ictj.org/sites/default/files/ICTJ\\_Report\\_Prevention\\_SierraLeone\\_0.pdf](https://www.ictj.org/sites/default/files/ICTJ_Report_Prevention_SierraLeone_0.pdf) (accessed on 23 July 2021), p.34,

もある<sup>41</sup>。パランは、暴力を引き起こす要因として、経済的状況や統治機構などの「客観的要因」だけでなく、不平等意識などの「主観的要因」があることを指摘し、和解における被害者の感情、「癒し」の追求、そして社会心理的アプローチの重要性を強調する<sup>42</sup>。何よりも、「国家統合」や「国民和解」の名の元に進められる「公的和解」はトップダウン型であり、しばしば現地政府の政治的思惑が強く反映される。また、そこで促進されるのは社会変換ではなく、旧勢力の温存であることも少なくない<sup>43</sup>。このような場合、平和構築における和解は、前項でみた和平交渉下の和解と類似したものとなりうるのである。

二つ目は、和解において言及される正義が刑事裁判（司法的正義）と同義でとらえられている点に対する批判である。すでにみたように、国際刑事裁判ならびに平和構築活動と連動して和解が理解される中で、持続的な平和のために、加害者を刑事裁判にかけ「不処罰の文化」と対峙することが必要である、という考えが広がる。和解における刑事裁判の役割に対しては、和平交渉の文脈で和解を追求する立場からは、恩赦の可能性を否定することで和平の達成を妨げるとの批判がなされる<sup>44</sup>。その一方で、和解を通して被害者の正義を実現したい立場からは、被害者の参加が限定的な刑事裁判は加害者中心的であり、被害者を置き去りにすると批判される。次項でみるように、後者の立場からみると、正義の実現において人権や法の支配を強調し刑事裁判を絶対視するアプローチは限定的な正義の追求であり、被害者の救済につながるものではない。そもそも過度に法律主義的なアプローチでは、積極的平和を実現できないとの批判もある<sup>45</sup>。

---

<sup>41</sup> Parent, 'Peacebuilding', p. 383.

<sup>42</sup> *Ibid.*, p. 391. Adrian LittleとSarah Maddisonも和解は感情、社会的慣習、文化的信念と切り離せないと論じる。Little and Maddison, 'Reconciliation', p. 15.

<sup>43</sup> 例えば、アラブの春を先導したジャスミン革命を通して23年以上続いたベン・アリ（Zine El Abidine Ben Ali）独裁政権が倒れたチュニジアでは、旧政権下での汚職や人権侵害と取り組むべく、2013年に議会が「移行期正義法」を可決した。移行期正義法は、和解が国家統合を強固にし、正義と社会平和の達成を目指すとし、「真実尊厳委員会」の設立を決定した。Seils, 'The Place of Reconciliation', p.13. Tunisia's Organic Law on Establishing and Organizing Transitional Justice, Article 15, available in unofficial translation by the International Center for Transitional Justice at OHCHR: <https://www.ohchr.org/Documents/Countries/TN/TransitionalJusticeTunisia.pdf> (accessed on 12 August 2020). しかしこの流れと並行して新政府は、「経済的和解」の名の元に旧政権下での汚職や人権侵害に携わった公務員やビジネスマンらへの恩赦を試み、2017年9月には公務員への恩赦を認める「行政和解法」が議会で可決された。このような政府主導の和解政策は、国民和解の条件として旧政権下の人権侵害や汚職に対する説明責任を求めている一般市民の期待に沿うものではない。チュニジアでは当初から、一部の政治家やメディアが和解を免責や過去の忘却と捉えるなど、和解に対する理解が不十分であること、また和解概念が悪用されていることが指摘されていた。Seils, 'The Problem of Reconciliation', p.13.

<sup>44</sup> 例えば、Anonymous, 'Human Rights in Peace Negotiations', *Human Rights Quarterly*, Vol. 18, No. 2 (1996), pp. 249-258.

<sup>45</sup> Jennifer J. Llewellyn and Daniel Philpott, 'Restorative Justice and Reconciliation: Twin Frameworks for Peacebuilding' in Llewellyn and Philpott (eds.), *Restorative Justice*, p. 16.

三つ目に、ローカル・オーナーシップを過度に重んじることは、現地政府による恣意的な和解プロセスを促進することになる、との懸念がある。その一例が、1994年のジェノサイド後のルワンダにおいて政府によって導入されたガチャチャ司法である。ガチャチャ司法は、住民主体で共同体内のもめごとや軽犯罪を解決して和解を模索する伝統的なシステムであるガチャチャを、旧体制下のジェノサイドや人道に対する罪を裁くべく、司法制度化したものである。さらには、刑事裁判の要素は残しながらも、住民参加、加害者の自白と謝罪、公益労働や賠償などの、いわゆる「修復的正義」の要素を盛り込んだものでもある<sup>46</sup>。このような特徴を持つガチャチャ司法は、当初からルワンダの国民和解を目標に掲げ、全土で実施され、ローカルな正義の実践の一例として国際的に評価されている。しかし、実際に和解の促進に貢献したかについては否定的な見方が多い。その理由の一つとして佐々木和之は、ガチャチャ司法がルワンダ愛国戦線（RPF）政権による強権的な統治下で実施されたことを挙げる<sup>47</sup>。実際ルワンダ政府は、自身の人権侵害を除外した「勝者の裁判」の枠組みでガチャチャ司法を実施すると同時に、国民和解の名の元、住民参加を強制した。また並行して、ジェノサイドに対して自身の歴史認識を公式見解として一方的に表明している。これらの意味でガチャチャは、政府が社会をコントロールするための道具として用いられたと批判されている。しかし、ジェノサイド後のルワンダにおける試みは、先の公開討論でも国連事務総長により、和解が民族的、宗教的、政治的違いを解決するのに重要な役割を果たした例として、言及されている。問題点が指摘されるルワンダ政府の和解政策に対して、国際社会はお墨付きを与えたことになるのである<sup>48</sup>。

### 3) 修復的正義の追求

平和構築の文脈の中で和解は、体制移行あるいは武力紛争を経験した社会において、持続的な平和と安定、そしてそのために必要な正義を達成するために進められるべきもの、と理解されるようになる。しかし、和解の戦略的目的がより広く想定され、またそこに多様なステークホルダーが参入してくることで、和解が射程におく正義の内容をめぐる様々な議論が生まれることになった。そしてそこから、新たな和解の試みが模索されるようになる。

そのきっかけとなったのが、1995年に設立された南アフリカ真実和解委員会（TRC）である。TRCの委員長デズモンド・ツツ（Desmond Tutu）大主教は、裁きを前提とする「懲罰的正義」は和解を阻害するとし、アパルトヘイト後の南アにおける国民和解のプロセスにおいては、赦しと他者との共生を意味する「ウプントゥ」を中心におく「修復的正義」が必要だと主張した。正義を現地に根差した慣習、そして宗教的かつ非西欧的概念と理解したうえで、和解の重要性が提示された

<sup>46</sup> 佐々木和之『『和解をもたらす正義』ガチャチャの実験—ルワンダのジェノサイドと移行期正義』、遠藤『武力紛争』275-278頁。

<sup>47</sup> 同上、290頁。

<sup>48</sup> Parent, 'Peacebuilding', p. 389.

のである。TRC の活動は、紛争解決における和解と正義の役割に対する国際的関心を高めることになり、ICTY・ICTR と共に移行期正義の理論的・実践的枠組みを構築する原動力となる<sup>49</sup>。実際に2001年に設立された移行期正義国際センター (ICTJ) の創設者は TRC の副委員長であったアレックス・ボレイン (Alex Boraine) であった。その一方で、ツツが提唱した和解は、平和構築や一部の移行期正義の活動家が重視する、刑事裁判を軸にした法律主義的正義概念とは潜在的に相容れないものでもあった。結果として、より広い正義を実現すべく「修復的正義」の実現が市民社会、ローカルレベルで目指されることになる。

それでは、修復的正義とはどのような正義であろうか。その特徴の一つは、人権侵害や多大な暴力を、加害者の被害者に対する犯罪ではなく、被害者、加害者、そして両者を取り巻く社会全体に対する「損害 (harm)」とみなすことである。その上で正義の実現を、被害者、加害者、そして社会全体において損なわれた関係性の修復と位置付ける。ここにおいて和解の役割の重要性が主張されるが、修復的正義文脈において正義と和解の違いは曖昧である。いいかえるなら、和解はプロセスかつ目的として追求されることになるのである。

和解と修復的正義を平和構築における「双子の枠組み」と捉えるジェニファー・ルヴェリン (Jennifer J. Llewellyn) とダニエル・フィルポット (Daniel Philpott) は、両概念が共に「不正によって損なわれたあらゆるレベルの関係性を修復することに主眼」を置いており、共に正義に対する「相関的アプローチ (relational approach)」であると論じる<sup>50</sup>。このアプローチの特徴として一点目に、和解において、加害者自身が修復プロセスに参加し、意味ある働きをすることが求められる<sup>51</sup>。ゆえに、修復的正義の視点からは、加害者を排し孤立させる刑事処罰は和解に貢献しない。

二点目として、刑事処罰が評価されない一方で、恩赦・免責は必ずしも厭われない。南アフリカ、東ティモール、ウガンダでは、恩赦によって加害者の和解プロセスへの参加と真実告白を促したり、様々な形の賠償を試みることで関係の修復が図られた。ルーズ・マリンドー (Louise Mallinder) は、恩赦の潜在的機能は不処罰ではなく、正義、和解、平和構築における被害者中心のアプローチである、と論じる<sup>52</sup>。戦略的目的自体は相容れないにもかかわらず、恩赦の意義を認める点で、和平交渉と修復正義の両文脈が和解に対するアプローチを部分的に共有していることは興味深い。

三点目として、修復的正義の実践においてしばしば言及されるのが、被害者に対する「責任」である。ダニエル・ヴァネス (Daniel W. Van Ness) は、損害の修復において重要なのは、「誰が被害者か」という問いではなく、加害者、国家、外部アクターそれぞれが「被害者に対して責任を負う」との視点だ、と論じる<sup>53</sup>。刑事処罰は、被害者の正義、賠償、真実に対する三つの権利を十分

---

<sup>49</sup> Mallinder, 'Amnesties', p. 158; Jonathan Van Antwerpen, 'Reconciliation as Heterodoxy', in Llewellyn and Philpott, *Restorative Justice*, p. 82.

<sup>50</sup> Llewellyn and Philpott, 'Restorative Justice', pp. 22-23.

<sup>51</sup> *Ibid.*; Mallinder, 'Amnesties', p. 145.

<sup>52</sup> Mallinder, 'Amnesties', p.152, p. 164.

に促進することができないという意味で、限定的で消極的な責任追及である。ヴァネスは、被害者の権利を擁護するために、加害者は告白・謝罪を通して被害者の損害を修復し調和を回復する、そして国家や国際社会は被害者に対する賠償を実行する義務があるとする<sup>54</sup>。

四点目として、プロセスにおける心理的、感情的要素が重視される。ダニエル・バー・タル (Daniel Bar-Tal) とジェマ・ベニンク (Gemma H. Bennink) は、和解の本質は「心理的プロセスであり、それは社会の構成メンバーの大多数が抱える動機、目的、信条、態度、感情が変化することを基礎とする」と述べる<sup>55</sup>。 paran も、和解は対立関係にあった個人や集団が、相手に対する心理的傾向を変化 (transform) させる社会的プロセスであり、心理的癒しの側面を持つべきと指摘する<sup>56</sup>。和解を通して人々に心理的变化をもたらすことが期待されており、平和構築の文脈同様、和解のもつ変革性が意識されているのである。

ここから五つ目として、和解のプロセスにおける赦しの役割がある。アリ・コーヘン (Ari Kohen) は、修復的正義の観点から、赦しが加害者への怒りや憎しみを手放すという被害者自身の選択に基づく行為であることを強調する。そのうえで、加害者を赦す選択は、被害者の自律性の回復、そしてエンパワーメントにつながるとし、赦しが潜在的に持つ変革的な力を評価する<sup>57</sup>。

このような修復的正義の実現を戦略的目的とした和解の試みとして、シエラレオネのファンブル・トック (Fambul Tok) は示唆に富む。「家族の会話」を意味するこのプロジェクトは、内戦の「真の傷」をいやすことを目指すべく、現地の NGO によって立ち上げられた<sup>58</sup>。そのメカニズムは、現地住民との協議やアウトリーチを経たうえで、被害者と加害者を一堂に会して加害者の告白と謝罪に対して被害者が赦しを与える儀式を行い、正義と和解を促進しようという非公式な試みである。ここには、ローカルとグローバルな価値規範両方がみとれる<sup>59</sup>。特筆すべきは、シエラレオネでは、一定の成果があったと国際的にも評価の高いシエラレオネ特別法廷と真実和解委員会の活動があったにもかかわらず、地域社会において上記のような現地の慣習を基にした和解プロセスが試みられた点である。先にみたように、国際社会のサポートを受け公的に進められたシエラレオネの和解のプロセスに対しては、被害者や地方の人々を十分に取り込むことができなかった、また心理的側面と癒しの必要性を十分に考慮しなかった、の批判もあった。ここで刑事裁判や真実委員会の限

---

<sup>53</sup> Daniel W. Van Ness, 'Accountability' in Llewellyn and Philpott (eds.), *Restorative Justice*, pp. 125-134; Stephen J. Pope, 'The Role of Forgiveness in Reconciliation and Restorative Justice: A Christian Theological Perspective' in Llewellyn and Philpott, *Restorative Justice*, p. 183.

<sup>54</sup> *Ibid.*

<sup>55</sup> Bar-Tal and Bennink, 'The Nature of Reconciliation', p. 17.

<sup>56</sup> Parent, 'Reconciliation', pp. 278-279.

<sup>57</sup> Ari Kohen, 'The personal and the political: forgiveness and reconciliation in restorative justice', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, Vol. 12, Issue 3 (2009), pp. 403-404.

<sup>58</sup> Bangura, *Leaving Behind*.

<sup>59</sup> クロス, 『「家族の会話」』, 254-258頁.

界を指摘することも可能だが、それぞれのメカニズムが異なる戦略的目的を掲げている点も重要である。シエラレオネにおける様々な和解のプロセスを概観したイブラヒム・バンングラ (Ibrahim Bangura) は、真実委員会の報告書が、紛争の根本原因の解明と紛争予防のために必要な統治機能の構築への提言に重きを置き、和解そのものに十分貢献できなかった点を指摘しながらも、「究極的に委員会は、ロメ和平合意で与えられた恩赦の枠組みで与えられたマンデートに沿って活動した修復的正義のメカニズムに過ぎない」と結論付けている<sup>60</sup>。

以上のように、修復的正義の文脈で追求される和解においては、他の二つの文脈と比べると、倫理的、心理的、社会的側面が強調される。これはまさにクロッカーの類型でいう「濃い」和解であり、クロッカー自身ツツのアプローチに言及している。しかし、このような「濃い」あるいは「マキシマリスト」な和解には、実践、倫理両面において問題があるとの批判も多い。一つは、和解に対する赦しの役割である。クロッカーは、和解において赦しは不必要であるだけでなく、そもそも不可能だと批判的である。ここには誰が誰を赦すのかという問いと同時に、被害者に赦しを強要することになるのではないかとの懸念がある。その一方、赦しや癒しといった精神的側面は交渉や妥協の対象となりにくいため、濃い和解を追求すること自体に限界があるとの見方もある<sup>61</sup>。

二つ目として、和解が宗教的ニュアンスをもつことへの懸念である。修復的正義の代表的提唱者として引用されるツツの和解と赦しに対する考えは、キリスト教の教義を多分に含んだものである。これは、紛争解決や平和構築といった世俗的文脈において、また人権や法の支配の促進と共に正義を実現したいとする立場からは嫌厭されることになる。実際、和解の促進をそのミッションの一つに掲げていた ICTJ 内部においても、当初からツツの和解概念と TRC に対する評価、転じて和解の移行期正義における位置づけをめぐる賛否両論があったことが指摘されている<sup>62</sup>。結果として、ICTJ 内において法律主義的アプローチが主流となるに伴い、和解に関する活動は周縁化していったという<sup>63</sup>。

そして三つ目として、修復的正義は妥協的な正義であるとの批判がある。これは和解において刑事処罰の役割を重視する立場からの批判であり、正義へのアプローチをめぐる移行期正義分野内での議論でもある。1990年代以降、移行期正義の実践と理論構築を牽引した者の多くが人権活動家や弁護士であり、ラテン・アメリカでの経験から恩赦に結び付く和解に強い嫌悪感を持っていたことは指摘されている<sup>64</sup>。このことは、現行の和解プロジェクトにおいて刑事裁判が重視される傾向が強いことの一要因であろう<sup>65</sup>。要は、共に正義と社会の変換を重視しつつも、平和構築と修復的正義においては、掲げられる戦略的目的の違いから、和解へのアプローチの違いが生まれることになるのである。

---

<sup>60</sup> Bangura, *Leaving Behind*, pp. 13-14, 強調筆者。

<sup>61</sup> Rosoux, 'Is Reconciliation Negotiable', pp. 484-486.

<sup>62</sup> Antwerpen, 'Reconciliation', p. 100.

<sup>63</sup> *Ibid.*, p. 106.

<sup>64</sup> Leebaw, 'The irreconcilable goals', p. 102; Antwerpen, 'Reconciliation', p. 106.

### 3. 戦略的目的の多義性と和解のプロセス

以上、和平交渉、平和構築、修復的正義の実現の三つの文脈において、和解がどのように理解され、何を指して促進されるかを考察した。一つ目の和平交渉において和解は、敵対勢力間の「関係の正常化」を意味し、両者の「平和的共存」という最低限の戦略的目的を念頭に追求される。ここでは指導者のリーダーシップ、利益を追求する現実的視点、そして恩赦・免責の付与が和解プロセスの鍵となり、倫理的・道徳的アプローチは逆効果だとされる。二つ目の平和構築活動の文脈での和解は、武力紛争や大規模人権侵害を経験した社会における「持続的な平和」の樹立のために追求される。ここでは特に、国家ならびにその統治機構と市民との間の信頼関係の回復、また移行期正義の実現が目指される。そして三つ目、被害者と加害者の関係の修復と転換を目指す修復的正義の文脈では、和解はより広い正義概念として捉えられ、癒しや赦しを伴うものと理解される。そして被害者、加害者、社会全体が、損害を回復するプロセスである和解に参加することが期待される。

三つの文脈を通してわかるのは、何のために損なわれた関係を修復するのかという和解の戦略的目的がそれぞれ異なり、それに応じて求められる和解の程度やアプローチも異なるということである。このことを踏まえて、以下考察と分析を行う。

#### 1) 和解規範の発展

一つ目に、異なる戦略的目的とそれに伴うアプローチは、和解が様々な課題に直面し、そのあり方が新たに捉えなおされる過程で浮上してきたことがわかる。クロス京子が考察するように、「時代を経て位置づけが異なる和解概念が複数の解釈や実行を持つ『規範的多元性 (normative pluralism)』という特徴を持つようになった」<sup>65</sup>、本稿の問題意識から捉えなおすなら、和解が追求される文脈とステークホルダーが多様化するに伴い、和解が担う戦略的目的が「消極的平和」のみならず、「積極的平和」そして「正義」の実現をも取り込んでいったといえよう。

#### 2) 異なる戦略的目的の併存と対立するアプローチ

と同時に明らかになるのは、戦略的目的によって和解に対するアプローチが異なり、時にそれが対立しうることである。特に恩赦の役割とその是非、そして正義の在り方に関して、その相違は顕著である。多大な人権侵害を不問にし、忘却を促す和解プロセスは、被害者にとっては道義的、法的に問題があるが、和解の文脈によっては恩赦が平和にも正義にも寄与しうるのはすでにみたとお

---

<sup>65</sup> Paige Arthur, 'How "Transitions" Reshaped Human Rights: A Conceptual History of Transitional Justice', *Human Rights Quarterly*, Vol. 31, No. 2 (2009); Jelena Subotić, 'The Transformation of International Transitional Justice Advocacy', *The International Journal of Transitional Justice*, Vol. 6, No. 1 (2012).

<sup>66</sup> クロス『移行期正義』191頁。

りである。事実、国際人権規範や国際刑事法の発展にも拘わらず、21世紀に入っても恩赦法は和平交渉や体制移行期において重要な役割を果たしている<sup>67</sup>。

そもそも個々のアプローチは、それぞれの目的に照らし合わせるなら、必ずしも不適切、不十分とはいえない。今日の国際関係において課題となるのは、どのアプローチが適切かではなく、対立しうる複数の戦略的目的を内包する和解のプロセスをどのように調和させるかであろう。戦争状態と平和との境が曖昧になり、また様々なステークホルダーが紛争解決に関わる今日の状況において、一つのケースで和平交渉、平和構築、修復的正義が同時並行で実践されることは珍しくない<sup>68</sup>。この場合、和解の重要性が異口同音で語られることになる。このことが和解のプロセスに与える影響として、以下の三つのシナリオが想定できる。

まずは、和解のプロセスにおいて戦略的目的が変化することで、それまでの和解の軌道と成果が見直され、より規範的なプロセスが始まるケースである。ラテン・アメリカにおいては、2001年に米州人権裁判所において、ペルーで施行された恩赦法が米州人権条約に違反するとの判決が下された。これをきっかけに、アルゼンチンやエルサルバドルなどで既存の恩赦法の見直しが行われ、旧政権下の人権侵害に対する責任追求への道が開かれることになったのである。

と同時に二つ目として、戦略的目的が変化する、あるいは新たな戦略的目的が主張されることにより、これまでの和解の成果自体が否定され、プロセスが暗礁に乗り上げるケースもある。日中、日韓の和解においては戦後、国家間条約を通して戦争責任や賠償請求の問題の解決が図られたが、1990年代に入り、戦争犯罪の直接の被害者らの声によりこれらが批判され、新たに日本政府を相手取った賠償請求の訴えへとつながった。このことをきっかけの一つとして、「歴史問題」化した和解は、日中、日韓の外交関係と国民感情を大いに害することになり、和解プロセスの長期化、困難化が明確になった。慰安婦問題の外交的解決を図った2015年の日韓両政府の試みは、被害者の声を無視したものであるとの批判を受けることになったが、これは指導者、各国国民、そして被害者それぞれが想定している和解の戦略的目的が異なることを強く印象付けた。

三つ目として、当初から異なる戦略的目的が併存しているケースがある。アフガニスタンにおいては、2010年以降「タリバンとの和解」が模索されていく。これは軍事的・政治的文脈において、アフガニスタン政府、タリバン、そしてアメリカ政府の間で追求されていたものである<sup>69</sup>。しかし同国では、2001年のタリバン政権崩壊以降、旧政権下の戦争犯罪や多大な人権侵害とどのように向き合い、国民和解を進めるかについても議論がなされていた<sup>70</sup>。結局2021年8月にアメリカ軍がアフガニスタンより撤退し、直後にタリバンが実権を握ることで、これらはすべて無に帰したのだ

---

<sup>67</sup> Mallinder, 'Amnesties', p. 164.

<sup>68</sup> 移行期正義における相容れない目的について考察したものとしては、Leebaw, 'The irreconcilable goals'.

<sup>69</sup> 例えば、以下を参照：Ahmad Shaye Qassem, 'Afghanistan's Political Reconciliation Policy: Ill Conceived and Self-Defeating', *Strategic Analysis*, Vol. 38, No.4 (2014), pp. 476-492.

が、旧タリバン政権下の多大な人権侵害を無視した「タリバンとの和解」が実際に進展していたならば、国民和解や被害者の正義の実現を求める声との間で深刻な政治的、法的、道徳的ジレンマが生じたであろう。

### 3) 和解の二面性とライフサイクル

それでは、異なる戦略的目的をいかにして調和させるのか、あるいはどの（誰の）戦略的目的を優先させるのか。この点に関してロソーは、和解を「二段階の交渉プロセス」ととらえることを提案する<sup>71</sup>。まずはプラグマティックな観点から平和共存を追求し、その後に信条とアイデンティティの変換の可能性を模索する、というものである。ステファン・ポープ（Stephen J. Pope）も、和解を政治的と社会的とに区別して、平和は敵対グループ間の最低限度の政治的調和と協調を意味する「政治的和解」から始まる、と論じる。そして政治的和解を基にしてコミュニティ内、コミュニティ間の関係修復を追求する「社会的和解」を押し進めることができる、と説く<sup>72</sup>。両者の主張の根底にあるのは、二段階プロセスの中で起こりうる戦略的目的の変化、つまり前項でみた一つ目のシナリオである。

しかし、過去の事例からわかるのは、和解のプロセスはロソーやポープが述べるような直線的なものであるとは限らないということである。むしろそれは、「果たしてこれまでの経験上完全に和解した個人や社会があるといえるか」との疑問が呈されるように<sup>73</sup>、多くの場合終わりの見えないものでもある。ここに、時に何十年、何世紀かけて発展する和解独自のライフサイクルをみてとれる。そして、そのライフサイクルに影響を与えるものの一つが、本稿で取り上げる戦略的目的である。戦略的目的は、和解のプロセスの先にあるゴールポストであり、上記でみたような戦略的目的の変化、あるいは新たな戦略的目的の登場は、このゴールポストの移動、あるいは複数のゴールポストの併存を意味し、結果として和解は軌道修正を余儀なくされる、あるいは軌道自体を見失うことになる。

このように、和解のプロセスをみるうえでその戦略的目的は重要である。と同時にその複雑な軌道を考えるうえで留意すべきは、戦略的目的を通して和解が帯びる「保守性」と「革新性」である。本稿でみたように、一つ目の和平交渉において和解が目指すのは、紛争前の状態に戻す原状回復、あるいは現状の安定化である。またそれに伴い、和解を模索する指導者たちを取り巻く力関係の温存、現状維持も図られる。これは保守的なプロセスである。一方、二つ目の平和構築、三つ目の修復的正義において強調されるのは、和解を通して紛争を生み出した状況を取り除き、社会的関係の

<sup>70</sup> Madoka Futamura, 'Transitional Justice in the Afghan Peacebuilding Process: The Potential and Limitations' in Yuji Uesugi (ed.), *Toward Bringing Stability in Afghanistan: A Review of the Peacebuilding Strategy* (IPSHU English Research Report Series No.24) (2009), pp. 101-118.

<sup>71</sup> Rosoux, 'Is reconciliation', p. 489.

<sup>72</sup> Pope, 'The Role of Forgiveness', pp. 179-181.

<sup>73</sup> Skaar, 'Reconciliation', p. 99.

転換を促すことである。これは、和解に関わるアクター自身の変化、そして社会・コミュニティの転換を目指す革新的なプロセスである。戦略的目的の変化は和解プロセスの方向性の変化を意味するが、和解が持ちうるこの二面性は、そのプロセスが前（社会変換）にも後ろ（原状回復・現状維持）にも進みうることを示唆する。その意味で和解は、異なる戦略的目的を通して、保守的勢力と革新的潮流との間の力学が強く働くプロセスでもある。和解の革新的側面が多く語られるようになった現在においても、和解のプロセスが非常に困難であることの一因として、和解の保守的側面が依然として強固であることは留意すべき点である。和解は、現状維持と社会変換の間を行ったり来たりしながら、独自のライフサイクルを模索していくことになる。

おわりに

以上本稿では、和解の多義性とそのプロセスの複雑性を考察すべく、和平交渉、平和構築、修復的正義の実現の三つの文脈を取り上げ、それぞれにおける和解の戦略的目的を分析した。ここからわかるのは、それぞれの文脈で和解が明確に異なる戦略的目的を担っていること、そしてそれに応じて異なる、時に相反しうるアプローチが採られていることである。しかし、昨今の武力紛争と平和が問題となるケースでは、和平交渉、平和構築活動、修復的正義の追求が同時並行で進められることが多い。ここでは、和解の名のもと、異なり、対立しうる戦略的目的も同時並行で試みられることになる。戦略的目的が、プロセスの先にあるゴールポストの役割を果たすことを考えると、この異なる戦略的目的の併存、あるいは時代を経て戦略的目的が変化していくことは、異なるゴールポストの併存、あるいはゴールポスト自体の移動を意味する。さらには、本稿の考察から見えてくるのは、戦略的目的を通して和解が持ちうる保守性と革新性という二面性である。和解のプロセスは、両者の間でのダイナミズムも内包するものである。和解が追求される文脈とステークホルダーの多様化は、その戦略的目的の多様化も意味するが、ここに和解が長期化、複雑化、政治化していく要因を見ることができよう。

このようなプロセスにおいて、いかにして和解を促進していくのか。何のために和解を追求するのかをとらえ直し、異なる戦略的目的の存在を確認したうえで、異なるアプローチ間の調和の可能性を模索することが重要な一歩となろう。

【付記】本稿は、法政大学社会学部からいただいた2年間の在外研究期間（2020年度、2021年度）における研究成果の一部である。また同期間中に、日本国際政治学会の2021年度研究大会（2021年10月）ならびにロンドン大学キングスカレッジのWar Crimes Research Group Meeting（2022年2月）にて、また期間後に法政大学社会学部主催の第32回社学コロキウム（2022年7月）にて、本稿の内容を報告し、コメントーターならびに参加者の方々から大変貴重なご意見を頂戴した。ここに深く感謝申し上げる。